舗装施工管理技術者 再登録の手引き（H29 年度版）

１．再登録申請について

(1) 再登録の手続

登録を更新せず失効した方が、再び舗装施工管理技術者の資格を得るには、(一社)日本道路建設業協会(以下「協会」という。)が実施する**技術講習を受講して、再登録の申請を行う**必要があります。

「再登録申請書」を作成の上、**平成 29 年 6 月 30 日(金)(必着)**までに再登録の申請を行って下さい。

資格者証は、技術講習の受講(出席)を確認してから、11 月下旬に交付します。なお、登録の有効期間は、登録日(交付日)から、2022(平成 34)年 3 月 31 日までです。

○再登録申請に必要な郵便振替払込書や申請用封筒等の書類をお持ちでない方は、協会ホームページ上の「申請書類の請求書」にて請求いただくか、事務局までお問合せ下さい。請求期間は平成 29 年 6 月 27 日 17：00 着までとさせていただきます。

(2) 再登録手数料　　6,000 円(消費税込)

別途、技術講習受講料 8,000 円(消費税込)も必要です。

(3) 再登録申請に必要な書類

1) 再登録申請書(様式第 3 号)

協会ホームページ上に設置する「舗装施工管理技術資格　各種申込書類作成システム」を用い、「再登録申請書」を作成して下さい。**（詳細は、「P3 再登録の流れ」および「P4 再登録書類の作成方法について」を参照下さい。システムは、平成 29 年５月９日(火)12:00 から稼働します。なお翌月 6 月 29 日(木)17:00 で平成 29 年度の「再登録」メニューは終了しますのでご注意下さい。）**

2) 振替払込受付証明書

再登録手数料を必ず**個人別に払い込み**、郵便局から発行される振替払込受付証明書（A）および振替払込請求書兼受領証（B）の 2 枚のうち（A）を指定の貼付欄に、はがれないよう**全面のりづけ**して下さい。

なお、（B）は領収書に代わるものですから、本人が保管して下さい。

3) 写真１枚（縦 4.5 ㎝×横 3.5 ㎝ふちなし 首から上 正面 無帽 無背景の証明写真）

指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけ（写真の裏面への記入やセロテープ止めは不可）して下さい。

写真は、以下の注意事項を厳守して下さい。(資格者証への取込み不可の場合は再提出となります)

①**6 ヶ月以内**に申請者本人のみを**撮影**したもの。
(前回登録時の写真で、お手元の有効期限切れの資格者証と同じ写真は、絶対に送らないで下さい。)
②**カラー光沢(絹目は不可)**で鮮明なもの。
③眼鏡のレンズに光が反射していないこと。
④サングラス(偏光レンズ含む)、マスク、ヘアバンドなどを着用していないこと。
⑤変色、傷、汚れのないもの。(糊の付着、裏面記載による凹凸等)
⑥スナップ写真は不可。
⑦**証明用写真であっても不鮮明なものは不可。**
⑧**頭頂からあごまでの長さの目安は３５±３㎜です。**

4）失効時と申請内容が変わった場合の添付書類

変更事項	**添付書類**（各１通、コピーは不可・６ヵ月以内発行のもの）
氏　名	**戸籍抄本**
本籍地	**戸籍抄本**または**本籍地記載の住民票**
住　所	**住民票**（法改正により外国籍の方も住民票が必要）
勤務先	不要

※ 転居ではなく、市町村合併により住所が変わる場合は、住民票（コピー可）又は新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書（市制施行証明書等）を添付して下さい。

(4)再登録申請書等の提出

指定の申請用封筒により、**個人別に必ず簡易書留郵便**で協会 検定企画課宛に郵送して下さい。

(5) 再登録申請書の作成にあたっての注意

①申請者氏名欄には、必ず**押印**して下さい。
②勤務先本社欄には、全員の方が入力して下さい。
③表示された**登録内容を抹消する場合は、該当項目に「ナシ」と入力**して下さい。
④表示された内容（氏名、勤務先名等）を**訂正する場合は、該当項目に上書き入力**して下さい。
⑤日本国籍でない場合は、本籍地記入欄に「国名」を入力して下さい。
⑥住所は、ビル名・マンション名等（勤務先所在地でも必要な時は）を省略せずに入力して下さい。
⑦**出力後に記載内容の間違えが見つかった場合**は、再度、システムを用い、**書類の再作成・出力**を行って下さい。（書類に出力番号が表示されますので、全ての書類の出力番号が最新であることをご確認下さい。なお、訂正前のデータは特に削除する必要等はありません。）

なお、**氏名および所属の漢字が外字・俗字等の場合**、パソコン対応漢字（JIS 第１水準、第２水準まで）にて記載致しますので、ご了承下さい。

※ 「再登録申請書」提出後に登録事項に変更が生じた場合は、当協会　検定企画課まで、電話にてお問合せ下さい。
※ インターネット上で「申請書」の作成ができない方は，事務局までお電話でお問い合わせ下さい。

ホームページ上で入力されただけでは受付とはなりませんので、ご注意下さい。
書類を簡易書留で郵送していただき、到着をもって初めて受付となります。
最終日は必着です。（消印ではありませんので、ご注意下さい。）

(6) 登録の抹消

次のいずれかの事項に該当する場合は、登録が抹消されます。また、合格も取り消されます。

1）不正な方法によって資格試験を受験したことが明らかになった場合
2）登録申請書等の記載事項に虚偽が判明した場合
3）舗装施工管理技術者資格試験制度の信用を傷つける不名誉な行為等があった場合

【申請書の提出および問合せ先】
一般社団法人 日本道路建設業協会　検定企画課
〒104-0032　東京都中央区八丁堀２－５－１　東京建設会館３階
TEL：03－6280－5038　FAX：03－6280－5040 URL：http://www.dohkenkyo.or.jp

一般社団法人　日本道路建設業協会の個人情報保護　基本方針

一般社団法人　日本道路建設業協会（以下「協会」という。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン(平成16年12月2日国土交通省告示第1500号)の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

1.個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。
ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

（1）　道路技術および道路用資材に関する調査研究のため
（2）　道路に関する試験・研修実施のため
（3）　道路に関する技術の指導、受託のため
（4）　道路建設行政および道路技術に関する情報の収集整理および提供のため
（5）　舗装施工管理技術者資格試験等実施のため
（6）　各種契約管理のため
（7）　役職員等の人事管理、連絡および施設、機器の管理のため

2.個人情報の公開

協会では、個人情報に業務上必要がある場合のみに利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を開示する場合があります。

3.個人情報の第三者への提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報（資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）は、公共工事の発注者（国、地方自治体、特殊法人等公的機関）において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

4.個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、個人情報を、利用目的遂行のために業務を委託する場合は、個人情報の取扱に関する委託先の適切な管理・監督を行います。

5.個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報保護担当窓口
一般社団法人 日本道路建設業協会　総務部
TEL:03－3537－3056　　E-mail:jrca@dohkenkyo.or.jp
（E-mailは不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。）

一般社団法人　日本道路建設業協会

舗装施工管理技術者 再登録のご案内

一般社団法人　日本道路建設業協会

舗装施工管理技術者の登録が失効した方で、再登録を希望される方は、再登録申請及び、(一社)日本道路建設業協会の実施する技術講習を受講する必要があります。下記「再登録の流れ」に沿って申請手続きを行って下さい。（2級の方で1級に合格の為登録不要の場合は、届いた封書のラベル面をコピーして頂き「不要」と明記のうえ下記番号までFAX願います。）

再 登 録 の 流 れ

再登録希望の方

(一社)日本道路建設業協会のホームページにアクセス
http://www.dohkenkyo.or.jp/

↓

「舗装施工管理技術資格 各種申込書類作成システム」にアクセスし、指示に従って必要事項を入力(失効時の登録情報が表示されます)

↓

システムで作成した内容を確認のうえ、再登録申請書及び受講申込書を印刷
(入力しただけでは申請とはなりませんのでご注意下さい)

↓

郵便局で登録手数料及び受講料を振り込み
(同封の振替用紙を使用し、窓口で振込願います)

↓

印刷した再登録申請書に写真(注)を添付、払込受付証明書を添付欄に貼付、必要となる添付書類と共に同封の申請用封筒に入れ**簡易書留にて郵送(平成29年6月30日(金)まで必着)**
平成29年7月1日以降→今年度の受付ができませんのでご注意下さい

↓

技術講習受講(8月下旬～9月下旬全国9箇所で開催)

事務局

再登録申請書内容および受講申込書、添付書類漏れ等審査

↓

技術講習の開催(8月～9月)　出欠状況確認

↓

資格者証の作成(受講者のみ:欠席者は再登録できません)

↓

資格者証交付(住民票住所宛に送付)スケジュール
平成29年11月下旬発送

※インターネット上で「再登録申請書」の作成ができない方は、事務局迄電話でお問い合わせ下さい。

(注)写真は資格者証に転写しますので、証明写真用の写真(スナップ不可)をご用意下さい。
（デジカメ等によるスナップ写真で、顔が小さい、不鮮明なもの、普通紙印刷したもの等は受付不可です。）
仕様の詳細につきましてはホームページ上にあります手引きをご参照下さい。

書類受付締切
平成29年6月30日(金)まで必着
(消印ではありませんのでご注意下さい)

【登録に関するお問い合わせ先】
(一社)日本道路建設業協会　検定企画課
〒104-0032　東京都中央区八丁堀2－5－1
TEL03-6280-5038　FAX03-6280-5040

再登録書類の作成方法について

「日本道路建設業協会」
のホームページにアクセス
↓の「舗装施工管理技術資格各種申込書類作成システム」をクリック

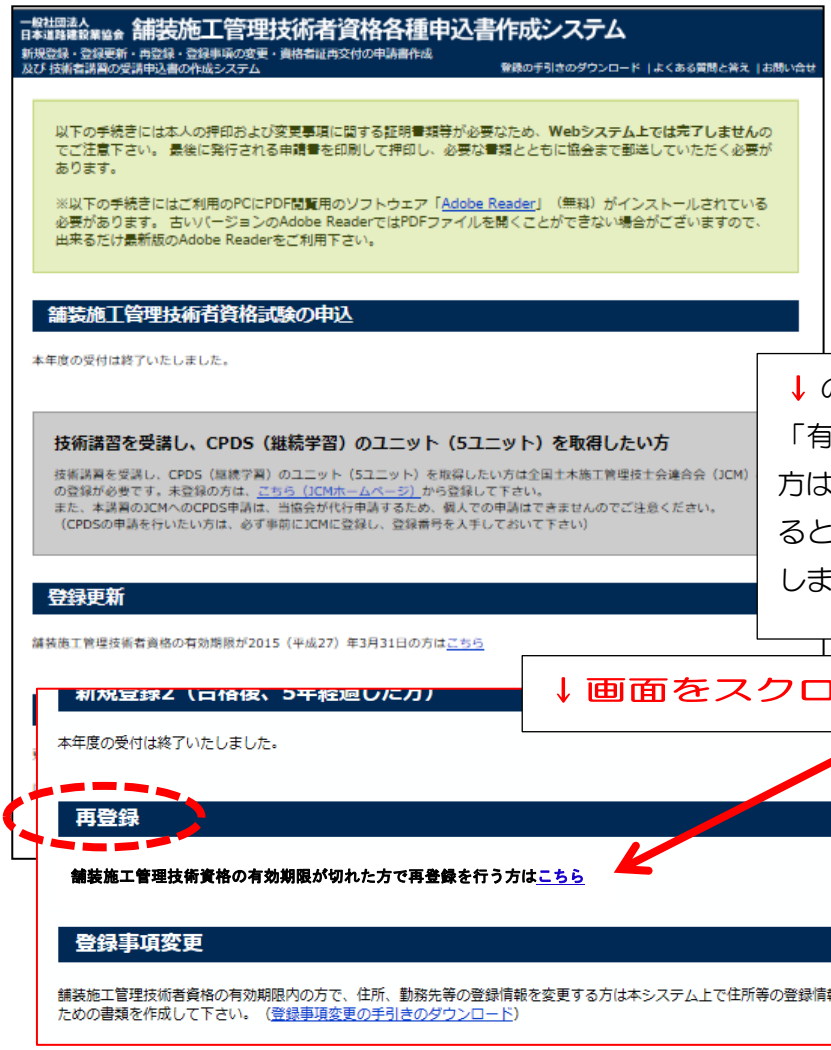

システムのメインメニューが表示される。

↓の「**再登録**」欄
「有効期限が切れた方で再登録を行う方はこちら」の「こちら」をクリックすると再登録書類作成の画面にジャンプします。

↓画面をスクロール